

第 4 回 原子力災害からの福島復興再生協議会出席者名簿

東日本大震災復興対策担当大臣	平野 達男
原発事故の収束及び再発防止担当大臣	細野 豪志
総務副大臣	松崎 公昭
内閣官房副長官	齋藤 勁
内閣総理大臣補佐官	末松 義規
東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部長	吉田 泉
原子力災害現地対策本部長	柳澤 光美
福島県知事	佐藤 雄平
福島県議会議長	斎藤 健治
福島県福島市長	瀬戸 孝則
福島県大玉村長	浅和 定次
福島県富岡町長	遠藤 勝也
福島県双葉町長	井戸川 克隆
福島県飯舘村副村長	門馬 伸市
福島県商工会議所連合会長	瀬谷 俊雄
福島県農業協同組合中央会長	庄條 徳一

復興庁の概要

資料2

1 開庁日

2月10日

2 所掌事務

復興庁は、内閣を補助する総合調整事務と個別の実施事務を行う。

- ① 復興に関する国の施策の企画、調整、実施
 - ・基本的な方針などの企画立案、各府省の復興施策の総合調整・勧告
 - ・復興事業の統括・監理、復興予算の一括要求、各府省への配分、事業の実施に関する計画の策定など
 - ② 地方公共団体への一元的な窓口と支援
- 被災自治体の復興計画策定への助言、復興特別区域の認定、復興交付金と復興調整費の配分、国の事業の実施や県・市町村の事業への支援に関する調整・推進など

3 組織と機能

- ① 内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置く。各省より一段高い位置づけ。
- ② 復興局等を岩手県、宮城県、福島県等に置き、現地で被災自治体の要望を受けてワンストップで対応。
- ③ 復興推進会議(閣僚級会議)を設置。
- ④ 復興推進委員会(有識者会議)を設置。

4 設置期限

設置期限は、復興基本方針に定める復興期間と合わせて、震災発生年から10年間(平成23年度から32年度までの間)

福島復興再生特別措置法案について

東日本大震災復興対策本部事務局

1. 趣旨

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生を推進
- ・福島地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として福島復興再生基本方針を策定し、それに基づき特別の措置を実施
- ・国と福島との協議の場として原子力災害からの福島復興再生協議会を規定

2. 特別な措置の概要等

(1) 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

- ・国による公共施設の工事（道路、河川等）や公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- ・課税の特例（避難解除区域内での機械等の取得や被災者雇用への特例）
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保

(2) 放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・健康管理調査、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、教育機会の確保、医療・福祉の確保など

(3) 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

- ・規制や手続の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）
- ・東日本復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等
- ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興など

(4) 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・再生可能エネルギー源の利用、高度な医療の提供等に関する研究開発拠点の整備などの研究開発推進、企業立地促進など新たな産業の創出等の取組を重点的に推進するための措置

(5) その他

- ・新たな規制の特例措置等に関する提案等
- ・福島復興及び再生状況等に応じ、この法律の規定を見直し

3. 施行期日等

~~2月上旬提出予定（予算関連）~~

※ 今後、各方面との調整により、全体的に変更があり得る。